

指定居宅介護支援事業所

重要事項説明書

指定居宅介護支援事業所

あかねヶ丘ケアセンター あかねヶ丘居宅介護支援事業所

1. 経営主体

名 称 医療法人社団 楽聖会
所在地 山形市江俣四丁目 18 番 26 号
電話番号 023-681-6226
代表者 理事長 古 沢 信 之
業 種 医療
設立年月 平成 11 年 8 月

2. 事業所の概要

事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
山形県 第 0670101518 号 (平成 15 年 12 月 18 日指定)

事業所の目的 当事業所は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができる支援を目的として、ご契約者に指定居宅介護支援の提供にあたります。

事業所の名称 あかねヶ丘ケアセンター あかねヶ丘居宅介護支援事業所
所在地 山形市あかねヶ丘三丁目 15 番 7 号

事業所の電話 023-647-6632
ファックス 023-647-6631

管理者の氏名 志 田 信 也

事業所の運営方針 指定居宅介護支援の提供にあたっては、事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮するとともに、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。
事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携に努めるものとします。

開設年月日 平成 15 年 12 月 20 日

3. 事業実施地域及び営業時間

通常の事業の実施地域 山形市、山辺町とします。

営業日及び営業時間

| | |
|------|--------------------------|
| 営業日 | 月～金曜日（但し、12月30日～1月3日は休業） |
| 営業時間 | 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分 |

4. 職員勤務体制及び職務内容

| | 常勤専従 | 常勤兼務 | 非常勤専従 | 合 計 |
|---------|------|------|-------|-----|
| 管 理 者 | — | 1名 | — | 1名 |
| 介護支援専門員 | 1名 | 1名 | 1名 | 3名 |

* 管理者は職員の管理及び業務実施状況、運営、その他の管理を一元的に行います。

* 介護支援専門員は居宅介護支援の提供にあたります。

5. 提供するサービスの内容

- ① 利用者（契約者）の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接を行うことで、生活全般の解決すべき課題を把握し、居宅サービス計画を作成します。
- ② 居宅サービス計画に位置づけた居宅サービス提供担当者との継続的連絡を行うことにより、専門的見地から情報を求め調整を図ります。
- ③ 利用者の状況について、定期的に再評価を行います。
- ④ 居宅サービス計画に基づき、毎月給付管理票を作成し国民健康保険団体連合会に提出します。
- ⑤ 利用者の要介護認定申請及び更新申請が円滑に行われるよう、必要な援助を行います。
- ⑥ 利用者の在宅生活が困難となり入所を希望される場合は、介護保険施設等の紹介を行います。

6. 利用料金

居宅サービス計画作成に関する料金は以下のとおりで、法定代理受領の場合はあかねヶ丘ケアセンターあかねヶ丘居宅介護支援事業所が国民健康保険団体連合会へ請求する為、利用者の自己負担金は発生しません。また、契約の解約（いつでも解約可能です）における解約料は一切ありません。

1 単位 = 10 円

| | | |
|------------------------|-----------------|-------------------|
| 居宅介護支援費（1月につき） | 要介護1又は要介護2 | 1,042 単位 |
| | 要介護3、要介護4又は要介護5 | 1,353 単位 |
| 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 | | 支援費の100分の5に相当する単位 |
| 加算 | 初回加算 | 300 単位 |
| | 入院時情報連携加算（Ⅰ） | 200 単位 |
| | 入院時情報連携加算（Ⅱ） | 100 単位 |
| | 退院・退所加算 | 300 単位 |
| | 緊急時等居宅カンファレンス加算 | 200 単位 |

注・中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算：通常の事業の実施地域外に居住する利用者の場合算定します。

- ・初回加算：新規に居宅サービス計画を作成する場合及び要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合に算定します。
- ・入院時情報連携加算（Ⅰ）：医療機関へ出向いて、当該医療機関の職員と面談し、必要な情報を提供した場合に算定します。
- ・入院時情報連携加算（Ⅱ）：入院時情報連携加算（Ⅰ）以外の方法により必要な情報を提供した場合に算定します。

- ・退院・退所加算：利用者が退院もしくは退所する場合、病院や施設の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービス利用に関する調整を行った場合算定します。（初回加算を算定する場合は算定しません）

7. 秘密の保持

サービスを提供する上で知りえた、利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命や身体等に危険がある場合など、正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後を問わず第三者に漏らすことはありません。

また、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報は用いません。

8. サービス内容に関する相談・苦情窓口

居宅介護支援及び居宅サービス計画に基づく提供サービスについての苦情や相談は以下の専用窓口で受け付けています。

① あかねヶ丘ケアセンター あかねヶ丘居宅介護支援事業所苦情受付窓口

責任者（管理者・介護支援専門員） 志田信也

担当者（介護支援専門員） 佐藤聖子・松田京子

受付時間 月～金曜日（祝日含む）8：30～17：30

電話番号 023-647-6630（センター代表）

023-647-6632（直通）

② 山形市役所介護保険担当課

受付時間 8：30～17：00

電話番号 023-641-1212

③ 山辺町役場介護保険担当課

受付時間 8：30～17：00

電話番号 023-667-1111

④ 山形県国民健康保険団体連合会苦情処理室

受付時間 9：00～16：00

電話番号 0237-87-8006

9. 事故発生時の対応

指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに山形県および市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。

10. 記録の開示

指定居宅介護支援の提供に係る記録について、利用者及びその家族は必要に応じて閲覧できます。

平成 年 月 日

指定居宅介護支援の提供開始にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

山形市あかねヶ丘3丁目15番7号
あかねヶ丘ケアセンター あかねヶ丘居宅介護支援事業所

説明者（職名）介護支援専門員

（氏名）

印

私は本書面を受領し、事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援の提供開始に同意しました。

利用者（住所）

（氏名）

印

代筆者（住所）

（氏名）

印